

取引業者の皆様へ

平成19年2月15日付で文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」【http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/02/07020814.htm】が示されました。このガイドラインでは、不正使用が発生しやすい環境を放置したままにせず、防止するためには、大学の教職員はもちろんのこと、取引に関わる業者の方々にも誠実な対応が求められています。これにより、金沢医科大学においてもこのガイドラインに沿って対応することになりました。

つきましては、万が一、不正取引などの不正行為に関与した場合、当該業者には厳正な処分を行うことになりましたので、物品調達等で本学と取引される業者の皆様におかれましては、今後とも本学の管理運営の健全性を維持するため、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

取引停止の例

- (1) 故意に虚偽の申告をしたと認められるもの
- (2) 入札又は見積りにあたり談合等を行い、大学に不利益を及ぼしたと認められるもの
- (3) 物品の品質数量に関し不正な行為があったと認められるもの
- (4) 架空の取引により支出された購入代金を、業者が預け金として管理したと認められるもの

平成19年11月1日

学校法人 金沢医科大学

理事長 小田島 肅夫